

令和7年度 固定資産税 償却資産申告の手引き



申告書の提出期限は、

令和7年1月31日(金曜日)です!

○窓口で提出される場合は、期限間近は窓口が混み合います。
1月17日(金曜日)を目途に、早めの提出にご協力ください。

- 申告用紙は複写式ではなく単票です。控えが必要な方は、写しをとってからご提出くださるようお願いします。
- 申告書を郵送でご提出される方で、收受印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、控え用の申告書(写しをとったもの)と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。(返送には、お時間をいただく場合があります。)
- 事業所独自の申告書を使用される方は、長岡市から送付した申告書右上の所有者コードを転記してください。
- 申告書の内容確認のため、ご連絡をさせていただく場合があります。電話番号を忘れずに記入してください。

【マイナンバーの記載と確認について】

申告書提出の際、番号法に定める本人確認(番号確認・身元確認)を行いますので、次の必要書類をご準備くださるようお願いいたします。
法人の場合は法人番号を記載いただくのみで、書類提出の必要はありません。

本人が申告書を提出する場合

※マイナンバーカードは1枚で番号確認と身元確認が行えます。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、確認書類として、①・②どちらも必要です。

- ①番号確認書類
 - ・通知カード(通知カードの記載住所が住民票の住所と一致)
 - ・個人番号が記載された住民票 など
- ②身元確認書類
 - ・運転免許証、健康保険証 など

※郵送で申告書を提出される場合は、必要書類の写しを同封してください。(委任状は原本を同封してください。)なお、添付された本人確認資料等の返却は、行っておりません。

代理人が申告書を提出する場合

①・②・③すべて必要です。(同封の「マイナンバー添付資料貼付台紙・委任状」に記載して提出してください。)

- ①申告者本人の番号確認書類
 - ・申告者本人のマイナンバーカード又は通知カード(通知カードの記載住所が住民票の住所と一致)の写し(提出)
 - ・個人番号が記載された住民票の写しなど(提出)
- ②代理人の身元確認書類
 - ・代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(個人番号カード)など
 - ※代理人が税理士の場合は税理士証票
- ③代理権の確認書類
 - ・委任状(原本を提出)

目次

I 償却資産のあらまし

- 1 償却資産とは…………… 1
- 2 償却資産の種類と具体例…………… 1

II 償却資産の申告について

- 1 申告の必要な方…………… 4
- 2 申告の方法と提出書類について…………… 5
- 3 提出期間…………… 7
- 4 申告書等の提出先…………… 7
- 5 申告をしなかった又は虚偽の申告をした場合…………… 7
- 6 実地調査のお願い…………… 7

III 申告書の記入例

- 1 償却資産申告書…………… 8
- 2 種類別明細書…………… 10

IV 詳しくお知りになりたい方へ

- 1 評価額の算出方法…………… 12
- 2 税額の算出方法…………… 13
- 3 法人税・所得税との比較…………… 13
- 4 耐用年数表（抜粋）…………… 14
- 5 固定資産税の軽減措置等…………… 15
- 6 大型特殊自動車と小型特殊自動車…………… 17
- 7 家屋と償却資産の区分…………… 18

付録

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

種類別明細書（増加資産・全資産用）

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

法人や個人で事業を行っている方（例：工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方など）が、その事業のために用いることができる構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象となります。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らのために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。

2 償却資産の種類と具体例

(1) 資産の種類区分と主な例示

資産の種類		主な資産の内容
1	構築物 (建物附属設備を含む)	舗装路面、テント倉庫、ビニールハウス、庭園・門・塀・緑化施設・消雪設備等の外構工事、外灯、カーポート、独立キャノピー、看板（広告塔等）、自転車置場等
		受変電設備、その他建築設備、内装・造作等 (家屋と償却資産の区分(18ページ)をご覧ください。)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、ブルドーザーなどの自走式機械装置（標識の分類番号が0、00～09及び000～099のもの）、その他各種産業用機械及び装置等
3	船舶	作業船、漁船、遊漁船、ボート、ヨット等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、台車、フォークリフトなどの構内運搬具等 (標識の分類番号が9、90～99、900～999のもの) ※自動車税、軽自動車税の課税対象資産は該当にはなりません。
6	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、エアコン、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、ロッカー、応接セット、カラオケ、レジスター、金庫、ベッド、貸衣装、理美容器具、測定検査工具、取付工具等

(2) 申告の対象となる資産

土地及び家屋以外で事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいい、次のようなものを含みます。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 寄贈品
- カ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- キ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）

- ク 資産の価値を増加させるための改良費等
- ケ 道路運送車両法上の大型特殊自動車（17ページ参照）
- コ 建築設備等のうち、家屋として課税されないもの（18ページ参照）
- サ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- シ 清算中の法人で、清算事務のために使用しているもの及び他の事業者に貸し付けているもの
- ス 取得金額が30万円未満の資産で、税務会計上「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用により全額損金算入した資産（3ページ参照）
- セ 耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上（資産の取得時期によっては20万円以上）の資産（3ページ参照）
- ソ 所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した10万円未満の資産（3ページ参照）
- タ 賃貸ビル等を借りて事業をされている方（テナント）が、平成16年4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（18ページ参照）
- チ 美術品等（減価償却の対象となる資産）

(3) 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの（自動車、軽自動車、乗用型農耕作業用自動車等）
- イ 無形減価償却資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ウ 繰延資産（開業費等）
- エ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- オ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
- カ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係るリース資産）で、取得価額が20万円未満のもの
※H20.4.1以後に契約を締結したもの
- キ 税務会計上、取得価額（1組又は1個）が20万円未満のもので、3年間の一括償却としたもの（3ページ参照）
- ク 耐用年数が1年未満のもの

Q&A

Q

家族で食料品店を営んでおりますが、今年初めて償却資産の申告書が送られてきました。

しかし、家族経営の小さな店なので、所有している償却資産といっても、冷蔵庫、自動販売機、エアコン、看板程度しかなく、いくらにもありませんが申告する必要があるのでしょうか？

A

事業用の償却資産をお持ちの方は、**毎年1月1日現在の償却資産を申告していただく義務**があります。

申告すべき償却資産については、**金額の多少にかかわらず提出していただくよう、地方税法に定められております。**

なお、ご提出いただいた申告書に基づいて、当市で評価計算した償却資産の課税標準の合計額が、免税点の150万円に満たない方は課税されません。

(4) 少額減価償却資産の取扱い

少額減価償却資産は、税務会計上の償却方法により次のとおり取扱います。

(令和6年12月1日現在)

取得時期		取得価額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産) の取扱い	下表※での 該当箇所
個人 の場合	平成11年1月1日以後 に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外	—
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外	②
			減価償却	申告対象	④
	20万円以上	減価償却	申告対象	④	
法人 の場合	平成10年4月1日以後 に開始された事業年度 に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外	①
			3年間一括償却	申告対象外	②
			減価償却	申告対象	④
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外	②
			減価償却	申告対象	④
		20万円以上	減価償却	申告対象	④

※ 税務会計上の償却方法と申告の対象資産の関係

取得価額：10万円まで	20万円まで	30万円まで
① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入 (対象) ア 取得価額10万円未満のもの イ 使用可能期間1年未満のもの (要件) 損金処理 (限度額) 取得価額に相当する金額		
② 一括償却資産の損金算入 (①の適用を受けるものを除く。) (対象) 取得価額20万円未満のもの (要件) 損金処理 (3年間一括償却) (限度額) 一括償却資産の取得価額の合計額×当該事業年度の月数/36		
③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (①②の適用を受けるものを除く。) (対象) 取得価額30万円未満のもの (要件) ア 中小企業者等である青色申告法人で、平成15年4月1日～令和7年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供するもの イ 損金処理 (限度額) 取得価額に相当する金額 (平成18年4月1日以後に取得したものは、各事業年度において合計300万円まで)		
④ 個別に減価償却をしているもの (取得価額10万円未満のものを含む)		

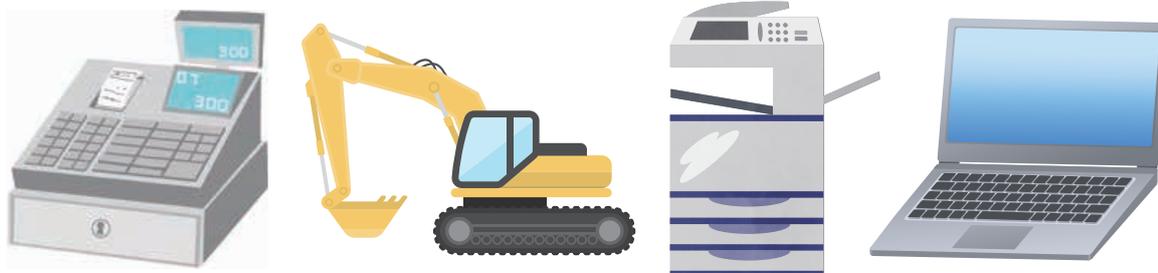
申告対象外

申告対象

(5) 業種別の償却資産と耐用年数

業種	主な償却資産
共通	受変電設備(15)、屋外照明(15)、アスファルト舗装(10)、消雪設備(10)、工場緑化施設(7)、庭園(20)、金属造の塀(10)、金属造の広告塔(20)、金属造の日よけ(15)、簡易間仕切り(3)、ネオンサイン(3)、パソコン(4)、パソコン(サーバ用)(5)、タイムレコーダー(5)、シュレッダー(5)、ファクシミリ・コピー機(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、接客用家具(5)、冷暖房機器(6)、ガス湯沸器(6)、テレビ(5)、レジスター(5)、カメラ・映写機(5)、金庫(20)、除雪機(10)、太陽光発電システム(17)等
小売業	陳列ケース(8)(冷凍・冷蔵機付きは6)、自動販売機(5)等
飲食業	冷凍冷蔵庫(6)、カラオケ機器(5)等
理容業 美容業	理美容いす(5)、洗髪設備(5)、消毒殺菌設備(5)、タオル蒸し器(5)、パーマ器(5)等
金属製品 加工業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、測定工具(5)、検査工具(5)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス機(13)等
医療業 歯科業	ベッド(8)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、調剤機器(6)、歯科診療用ユニット(7)、ファイバースコープ(6)等
不動産業	立体駐車場のターンテーブル及び機械部分(10)、無人駐車管理装置(5)等
農業	乾燥機(7)、もみすり機(7)等

()内は標準的な耐用年数です。耐用年数は14ページに掲載しています。



II 償却資産の申告について

1 申告の必要な方

毎年1月1日(賦課期日)現在において、長岡市内で事業を行っている方(工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸付けている方など)で、事業のために使用することができる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、資産の所有状況を申告していただくことになっています。

2 申告の方法と提出書類について

(1) 一般申告（長岡市作成の様式をご使用の方）

◆初めて申告される方→全資産申告（全ての償却資産を申告してください。）

新たに事業を開始された方や、過去に申告をされたことのない方が該当します。

所得税法・法人税法における減価償却資産のうち、対象となる資産を次のとおり申告してください。

○印のついている書類を提出してください。

提出書類 申告区分	償却資産申告書 (記入例： 8～9ページ)	種類別明細書 (記入例： 10～11ページ)	留意点
申告する資産がある場合	○	○	令和7年1月1日現在日において、所有している全ての資産を種類別明細書に記入してください。
申告する資産がない場合	○	×	申告書「18 備考」欄の「3. 該当資産なし」を○で囲んでください。 ※次年度以降は申告書の送付を停止します。改めて資産を取得した際には申告書を送付しますので、資産税課償却資産係までご連絡ください。

◆前年度以前から申告されている方→増減申告

長岡市から送付しました「償却資産申告書」及び「種類別明細書」に前年度までの申告内容を印刷してありますので、内容を確認し、次のとおり申告してください。

○印のついている書類を提出してください。

提出書類 申告区分	償却資産申告書 (記入例： 8～9ページ)	種類別明細書 (記入例： 10～11ページ)	留意点
資産の増減がある場合	○	○	償却資産申告書「18 備考」欄の「1. 資産増減あり」を○で囲んでください。 【増加資産】 種類別明細書に前年中に増加した資産を全て記入してください。 【減少資産】 種類別明細書「異動区分」欄の「3 減少」を○で囲んでください。
資産の増減がない場合	○	○	償却資産申告書「18 備考」欄の「2. 資産増減なし」を○で囲んでください。
廃業・解散・転出等	○	○	償却資産申告書「18 備考」欄の「4. 廃業・解散・転出等」で該当する事由を○で囲み、異動年月日を記入してください。
合併・相続等	○	○	償却資産申告書「18 備考」欄の余白に、合併先事業所・相続人の氏名等、事業の承継先及び異動年月日が分かるよう記入してください。

※前年中に資産の異動がない場合でも、必ず申告してください。

※令和6年1月1日以前に取得した資産で申告漏れがありましたら、そちらも含めて申告してください。

(2) 電算申告（企業電算等で作成されており、評価額等が算出されている方）

事業者側で評価額等を計算の上で申告していただく方式です。

毎年賦課期日（1月1日）現在所有している全資産について、地方税法施行規則で定められた様式により申告してください。また、申告内容について、増加・減少資産がわかるように申告してください。

長岡市では、減少資産用の申告書を用いていません。長岡市から送付した種類別明細書（増加資産・全資産用）で申告していただくか、減少分の一覧を提出してください。

なお、新たに電算申告により申告される方は、事前に資産税課償却資産係までお問い合わせください。

◇事業所独自の申告書で申告される方へ

- ・長岡市から送付した申告書も必ず一緒に提出してください。
- ・長岡市から送付した申告書「所有者コード」欄の番号（3～10桁）を、自社の申告書の「所有者コード」欄に転記してください。

※所有者コード	
0000000123	
短縮耐用年数の承認	有・無
増加償却の届出	有・無

第二十六号様式

(3) 電子申告（^{エルタックス}e L T A X）による申告方法

長岡市では電子申告を受け付けています。

e L T A X（地方税ポータルシステム）は、所定の手続きに従って、パソコンで申告データを送信していただく方法です。

申告にあたっては、1月1日現在の全資産及び変更内容（取得価額変更や耐用年数変更等）がわかるように申告してください。

e L T A Xの利用、登録等の詳しい情報は地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



e L T A X申告の方へのお願い

e L T A X申告の際は、コードの転記をお願いします。

長岡市から送付された申告書を受け取った方は、所有者コードと資産コードを入力してください。

- ① 申告書の「所有者コード」をe L T A X申告書の「18備考」欄に入力してください。
- ② 種類別明細書の「資産コード」をe L T A X種類別明細書の「資産コード」欄に入力してください。なお、長岡市から送付された申告書「18備考」欄に「電算申告」の記載がある場合は、種類別明細書を添付しておりませんのでこの処理は不要です。
- ③ 減少の場合は種類別明細書の「資産コード」を「抹消コード」欄に入力してください。
- ④ 修正した資産及び特例該当資産等については、摘要欄に「金額修正」「取得年月修正」「耐用年数修正」や「特例税法第〇〇条第〇項」等を入力してください。

3 提出期間

令和7年1月6日(月曜日)～1月31日(金曜日)(土・日・祝日を除く。)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

- ◎窓口で提出される場合は、期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、**1月17日(金曜日)を目途に、早めの提出にご協力ください。**
- ◎申告書を郵送で提出される場合は、宛名ラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。

4 申告書等の提出先

アオーレ長岡東棟1階税金窓口又は支所の税務担当課に提出してください。詳細は裏表紙に記載してあります。

申告書の控え(収受印を押印したもの)の返送を希望される場合は、控え用の申告書(写しを取ったもの)と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。切手を貼った返信用封筒がない場合は、返送することができませんのであらかじめご了承ください。

5 申告をしなかった又は虚偽の申告をした場合

申告をしなかった、申告漏れ又は虚偽の申告が確認された場合には、地方税法第368条の規定により、不足税額(最長5年度分までさかのぼることができる。)と合わせて、その不足税額に対する延滞金を加算して徴収することと規定されています。

また、この申告は法律によって提出が義務付けられているもので、正当な理由なく申告されなかったり、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条及び第386条、並びに市税条例第77条の規定により、過料又は罰金等を科せられる場合があります。

6 実地調査のお願い

長岡市では、地方税法第353条及び第408条に基づき、償却資産の調査を順次実施しています。

実地調査の主な内容は、申告内容の確認のために「固定資産台帳」又は「減価償却費計算(明細)書」等の写しをご提出いただき、市の償却資産課税台帳と照合します。

また、市の償却資産担当者が事務所等へ伺い、事業所備付けの固定資産台帳等を調査し、必要に応じて現物を確認させていただくことがありますので、その際にご協力をお願いします。

なお、正当な理由がなく実地調査を拒否された場合は、地方税法第354条の規定により罰金などに処せられる場合があります。

また、調査結果に基づき修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次により、現年度に限らず過年度についても課税標準額や税額の変更をすることになります。

Ⅲ 申告書の記入例

1 償却資産申告書

・申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

1, 2 所有者の住所・氏名
 ・法人は法人の住所を、個人の場合は住民登録の住所を記入してください。
 ・方書（ビル名等）がある場合は、具体的に記入してください。
 ・代表者の氏名を記入してください。
 ・変更があった場合は、訂正してください。

前年以前に取得したもの（イ）
 ・令和6年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してあります。
 ・今回初めて申告される方は、令和6年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

前年中に減少したもの（ロ）
 ・令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

前年中に取得したもの（ハ）
 ・令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

計（ニ）
 ・令和7年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

受付印	令和7年/月/10日 新潟県長岡市長 様	令和7年度 償却資産申告書（イ）	
所 有 者	1 (ふりがな) 住所 又は納税通知書送達先 〒940-0851 長岡市大手通1丁目4番地10 (電話 0258-39-2213)		
	2 (ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 長岡アオーレ株式会社 代表取締役 長岡太郎 (屋号 ハローナガオカ)		
資産の種類	取	得	価
	前年以前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）
1 構築物	12,575,410		
2 機械及び装置	72,445,000	1,203,000	7,200,000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具	3,666,000	942,000	
6 工具、器具及び備品	850,970	123,030	
7 合計	89,537,380	2,268,030	7,200,000
資産の種類		※ 評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記入の必要は

(ただし、自社電算処理による申告を)

〈用紙・様式について〉

- ① 申告用紙は必要に応じて控えをお取りください。
- ② 長岡市から送付した申告書以外で申告される場合（e L T A X含む。）は、送付した申告書に記載の**所有者コード**を転記してください。

4 事業種目 ・事業の内容を具体的に記入してください。 なお、2つ以上の事業を行っている場合は、主たるものを記入してください。		3 個人番号又は法人番号 ・個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を記入してください。		6 この申告に応答する者の係及び氏名 ・申告書の内容についての問い合わせ先となる方の部署、氏名、電話番号（ 日中の連絡先 ）を記入してください。	
賞却資産課税台帳) 0401		※所有者コード 0000000123		7 税理士等の氏名 ・この申告書を税理士等が作成した場合は、その所属組織、氏名（担当者名）、電話番号を記入してください。	
個人番号又は法人番号 1234567890123		8 短縮耐用年数の承認 有・ <input type="radio"/> 無		8 短縮耐用年数の承認～14 青色申告該当するものを○で囲んでください。	
事業種目 (資本等の金額) 精密機械製造 (230 百万円)		9 増加償却の届出 有・ <input type="radio"/> 無		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ・長岡市内の所在地が2か所以上ある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。	
事業開始年月 昭和60年4月		10 非課税該当資産 有・ <input type="radio"/> 無		16 借用資産 ・借用資産の有無について該当するものを○で囲んでください。なお、借用資産がある場合は、貸主の名称を記入してください。（ただし、不動産、自動車を除く。）	
この申告に回答する者の係及び氏名 経理部 甲野一男 (電話 0258-39-2213)		11 課税標準の特例 有・ <input type="radio"/> 無		17 事業所用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有・借家	
税理士等の氏名 税理士 藤田 誠 (電話 0258-35-1122)		12 特別償却又は圧縮記帳 有・ <input type="radio"/> 無		18 備考(添付書類等) ※該当する項目に○をつけてください。 1. <input checked="" type="radio"/> 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・転出等 (年 月 日)	
13 税務会計上の償却方法 定率法 <input checked="" type="radio"/> 定額法		14 青色申告 有・ <input type="radio"/> 無		18 備考(添付書類等) 次のような事項を記入してください。 ・該当する項目を○で囲んでください。 ・令和7年1月1日以前に廃業・解散・転出等により事業を行わなくなった場合は、「4. 廃業・解散・転出等」の該当区分を○で囲み、年月日を記入してください。 ・令和6年中に所有者の住所、氏名、名称等に異動があった場合は、異動年月日及び旧住所、旧氏名、旧名称等参考となる事項を記入してください。 ・非課税、特例に該当する資産を所有している場合は、その適用条項を記入してください。 ・その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項を記入してください。	
額 もの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① <input checked="" type="radio"/> 大通1丁目4-10 ② <input type="radio"/> 長橋788番地 ③ <input type="radio"/> 中央公園1番36号 ④ <input type="radio"/> 東川口1974番地26			
0.000		2,724,000			
0.000		727,940			
0.000		94,469,350			
※課税標準額(ト)		ありません			
各(ヘ)		される方は記入してください。			
申告処理		データ入力		事務処理	
済 未		済 未		K N T	

2 種類別明細書

- ・この明細書は、これまでに申告のあった資産を印字したものです。
- ・加除訂正は赤ボールペンを使用してください。

(1) 訂正

異動区分			資産種類 ※1	所有者コード 0000000123		令和7年度 種類別明細書(増加資産・全)		
増加	訂正	減少		資産コード	事業所 資産番号	資産の名称等	数量	取得年
1	2	3	2	14		ボリス盤	1	H9.
1	2	3	2	17		フライス盤	2	H10.
1	2	3	2	20		旋盤	1	H16.
1	2	3	6	32		パソコン	10	H28.

印字されている名称、数値等に訂正がある場合は、異動区分欄の番号2を○で囲み、訂正箇所に見え消し線を引く
※耐用年数について

- ・申告した当初からの記入誤りを訂正する場合は、印字されている耐用年数に見え消し線を引き、その上に正
- ・省令改正により耐用年数を途中で変更した場合は、変更後の耐用年数を記入し、摘要欄に「法改正による変

(2) 減少

(全部減少・一部減少)

1	2	3	2	7		旋盤	1	H10.
1	2	3	2	24		フライス盤	1	H11.
1	2	3	2	25		溶接機	4 5	H11.
1	2	3	2	36		マシニングセンター	1	H18.

【全部減少】 異動区分欄の番号3(減少)を○で囲み、その理由、年月日等を摘要欄に記入してください。

【一部減少】 異動区分欄の番号2(訂正)を○で囲み、訂正箇所に見え消し線を引き、その上に減少後の数値

(3) 増加

1	2	3	1			駐車場アスファルト舗装	1	R6.
1	2	3	2			油圧プレス機	1	R6.
1	2	3	6			クーラー	3	H23.
1	2	3	6			テレビ	1	R5.
1	2	3	6			絵画	1	H20.
1	2	3	2			太陽光発電装置	1	R6.

資産が増加した場合は、異動区分欄の番号1を○で囲んでください。

種類区分の1~6(1頁参照)までの番号を記入してください。

資産コードは長岡市の整理用ですので、記入しないでください。

事業所で独自の番号を付して必要な場合の記入は、英数字8桁以内にしてください。

・資産を取得(購入、製作)した年月を記入してください。
・年号は以下のとおりです。
S 昭和 H 平成
R 令和

年月	取得価額	耐用年数	課税標準の特例		増減事由 ※2	減少区分 ※3	摘要
			率	コード			
全資産用)		長岡アオーレ株式会社		5枚のうち 4枚目			
5	2,640,000	10			1・2・3・4	1・2	名称の誤り
11	20,000,000	10			1・2・3・4	1・2	数量の誤り
6	12,000,000	10 40			1・2・3・4	1・2	法改正 H21年からの適用
4	2,000,000	5 4			1・2・3・4	1・2	耐用年数の誤り (当初から)

第二十六号様式別表一

電子申告 (e L T A X) の場合
 ①今回送付された種類別明細書の「資産コード」を電子申告の種類別明細書の「資産コード」欄へ、減少の場合は「抹消コード」欄へ必ず入力してください。
 ②修正した資産及び特例該当資産については、摘要欄に「金額訂正」「取得年月訂正」「耐用年数訂正」や「特例税法第〇条第〇項」等を必ず入力してください。

き、その上に正しい名称、数値等を記入し、訂正した理由、年月日等を摘要欄に記入してください。

しい年数を記入してください。
 更」と記入してください。

6	680,000	10			1・2・3・4	1・2	令和6年11月30日廃却
5	21,000,000	10			1・2・3・4	1・2	令和6年8月7日 新築住宅へ移動
5	1,360,000 1,700,000	10			1・2・3・4	1・2	令和6年3月5日 売却
1	9,100,000 9,400,000	10			1・2・3・4	1・2	令和6年2月 一部廃却

増減事由欄の該当する番号を○で囲んでください。
 (減少資産)
 1 売却
 2 滅失
 3 企業内移動
 4 その他

減少区分欄の該当する番号を○で囲んでください。
 (減少資産)
 1 全部 2 一部

等を記入し、減少した理由、年月日等を摘要欄に記入してください。

4	3,234,000	10			1・2・3・4	1・2	
5	5,836,000	2			1・2・3・4	1・2	中古取得
10	480,000	6			1・2・3・4	1・2	令和6年11月30日 新築住宅へ移動
12	210,000	5			1・2・3・4	1・2	申告漏れ
3	850,000	8			1・2・3・4	1・2	美術品通達改正 平成22年度申告漏れ
3	12,000,000	17			1・2・3・4	1・2	特例該当

増減事由欄の該当する番号を○で囲んでください。
 (増加資産)
 1 新品取得
 2 中古品取得
 3 企業内移動
 4 その他

・資産を取得するために要した金額 (引取運賃、荷役費、手数料等を含む。) を記入してください。
 ・圧縮記帳されている資産は、圧縮前の実際の取得価額を記入してください。
 ・改良費等の支出は本体と区分して記入してください。

減価償却資産の耐用年数に関する省令 (財務省令) に掲げる耐用年数を記入してください。

・課税標準の特例がある資産については、「特例該当」と記入してください。また、申告書の「18備考」に適用条項を記入してください。
 ・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

IV 詳しくお知りになりたい方へ

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額×(1 - r / 2)	前年度評価額×(1 - r)

r = 耐用年数に応ずる減価率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
		r	1 - r / 2
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
		r	1 - r / 2
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より

〔評価額の計算例〕

令和6年3月に取得した、取得価額270,000円・耐用年数4年のパソコンの評価額

令和7年度 ⇒ 270,000円×0.781 = 210,870円

令和8年度 ⇒ 210,870円×0.562 = 118,508円

令和9年度 ⇒ 118,508円×0.562 = 66,601円

令和10年度 ⇒ 66,601円×0.562 = 37,429円

令和11年度 ⇒ 37,429円×0.562 = 21,035円

令和12年度 ⇒ 21,035円×0.562 = ~~11,821円~~ < 13,500円（取得価額の5%）

※令和12年度算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降の評価額は13,500円となります。

2 税額の算出方法

(1) 課税標準額

毎年1月1日（賦課期日）に長岡市内に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価額の合計から1,000円未満を切り捨てたものが『課税標準額』となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \text{(1,000円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{1.4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

(例) 土地・家屋・償却資産の評価額の合計が、18,476,871円の場合
18,476,000円 × 1.4% = 258,664円 → 258,600円 (税額)

(2) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は、償却資産にかかる固定資産税は課税されません。

なお、資産の多少にかかわらず、申告は必要です。

(3) 納期

年税額は4回の納期（4月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただきます。期限後申告や修正申告では、申告日や申告内容により、延滞金が加算されることがあります。

3 法人税・所得税との比較

項目	国税（法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 少額減価償却資産の即時償却	認められます。	認められません。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度額（注）	1円	取得価額の5%
改良費	原則区分評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します)

(注) 平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が1円まで償却できることになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法に変更はありません。

4 耐用年数表（抜粋）

種類・用途	細目	耐用年数
○構築物		
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設 庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房機 (冷凍機の出力22kw以下のもの)	13
	その他のもの	15
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
	ビジュアルス敷	3
その他	受変電設備	15
	打ち込み井戸	10

○工具、器具及び備品

家具	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	陳列棚、陳列ケース 冷凍機又は冷蔵機能付きのもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
電気機器 ガス機器	ラジオ、テレビ、カラオケ、 その他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器、エア コン、冷蔵庫、洗濯機、その 他類似の電気機器、ガス機器	6
家庭用品	じゅうたん、その他床用敷物 小売業用のもの その他のもの	3 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事又は厨房用品 陶磁器製、ガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8

種類・用途	細目	耐用年数
事務 通信機器	電子計算機 パソコン (サーバ用のものを除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機、レジスター、 ファクシミリ、その他これらに 類する事務機器	5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10
測定検査工具		5
治具・取付工具		3
時計		10
光学・写真 製作機器	カメラ、映写機、望遠鏡 焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
金庫	手提げ金庫 その他のもの	5 20
理容・美容 機器	理容・美容いす、洗髪設備、 ドライヤー、タオル蒸器、 その他のもの	5
医療機器	レントゲン、その他電子装 置使用機器 移動式のもの その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器	4 5 6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
その他	その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
	衣装、パチンコ器 自動販売機 無人駐車場管理装置 除雪機	2 5 5 10

5 固定資産税の軽減措置等

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3等に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、該当資産の種類別明細書摘要欄に「特例該当」と記載し、特例に該当する資産であることを証明する関係書類を添付のうえ、「特例適用申告書」を提出してください。

なお、各種特例の適用を受けるには、条件がありますので、不明な点はお問い合わせください。

主な課税標準の特例

(令和6年12月1日現在)

根拠法令		特例対象資産	関係法令及び対象者	特例課税率
条	項号			
地方税法第三四九条の三	第3項	農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置	農業協同組合、中小企業等協同組合その他政令で定める法人	3年間 1/2
	第5項	内航船舶	専ら遊覧の用に供するものその他の総務省令で定めるものを除く	1/2
地方税法附則第十五条	第2項第1号	汚水又は廃液処理施設（注）	水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項	1/2
	第2項第2号	ごみ処理施設（注）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項	1/2
	第2項第5号	下水道除害施設（注）	下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項	4/5
	第25項	特定再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	資産種類により異なる
	第44項	先端設備等導入計画に基づき取得する新規設備 ※中小事業者等が令和5年4月1日から令和7年3月31日までに先端設備等導入計画に基づき取得した新規資産	中小企業等経営強化法第52条第1項	・ 賃上げ表明無し 3年間1/2 ・ 賃上げ表明有り (令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産) 5年間1/3 又は (令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産) 4年間1/3
堺市条例第六十一条	第1項	先端設備等導入計画に基づき取得する新規設備 ※中小事業者等が令和5年3月31日までに先端設備等導入計画に基づき取得した新規資産	中小企業等経営強化法第52条第1項	3年間 ゼロ

(注) 既存の当該施設又は設備に替えて設置するものは除きます。

※制度の詳細については、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

6 大型特殊自動車と小型特殊自動車

(1) 特殊自動車とは

特殊自動車とは、ショベル・ローダや農耕トラクタ等、走行や運搬よりも、作業機械としての効用を発揮することを主たる目的とした自動車のことをいいます。特殊自動車は、車両の大きさや最高速度により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類され、それぞれ異なる税金が課されます。

大型特殊自動車	固定資産税(償却資産)
小型特殊自動車	軽自動車税

(2) 特殊自動車の種類

特殊自動車の種類は、道路運送車両法施行規則第2条別表第1で次のとおり定められています。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車	小型特殊自動車
一般用 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に <u>1つでも該当する場合は大型特殊自動車</u> です。 ①最高速度が15km/hを超える ②長さが4.7mを超える ③幅が1.7mを超える ④高さが2.8mを超える	次の項目に <u>全て該当する場合は小型特殊自動車</u> です。 ①最高速度が15km/h以下 ②長さが4.7m以下 ③幅が1.7m以下 ④高さが2.8m以下
農 耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上	最高速度が35km/h未満
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車	

<大型特殊自動車をお持ちの方>

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となりますので、運輸支局の登録の有無にかかわらず申告が必要です。

<小型特殊自動車をお持ちの方>

小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の課税対象になります。アオーレ長岡東棟1階税金窓口又は各支所税務担当課でナンバープレートの交付を受けてください。支所の税務担当課は裏表紙に記載してあります。

7 家屋と償却資産の区分

家屋には通常その使用目的に応じて電気設備、ガス設備、衛生設備等の各種設備が家屋本体に設置されます。一般にこれらの設備（附帯設備といいます。）は家屋に含めて評価するものですが、なかには、その性質上家屋に含めず償却資産として取り扱われるものがあります。

（1）自己所有家屋に取り付けた設備

ア 建物附帯設備における家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた附帯設備は、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

- ◎ **償却資産とするもの**…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの
独立した機器としての性格が強いもの
- **家屋とするもの**………家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、塵芥処理設備など

※ただし、賃借している家屋にこれらの設備を取り付けた場合（特定附帯設備といいます。下記（2）参照）は、申し出により償却資産の区分となり、家屋の所有者ではなく、これらの設備を取り付けた方に課税されます。

イ 特定の生産又は業務用の設備の取扱い

次のような資産は償却資産として課税されます。

- ① 特定の生産用の設備
 - ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備
 - ・紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備及び集塵設備
- ② 特定の業務用の設備
 - ・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
 - ・冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、製氷業、アイススケート場等の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除きます。）
 - ・ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備

（2）借家にテナントの方が取り付けた特定附帯設備

特定附帯設備とは、賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの事業を営むために取り付けた、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等といいます。

平成16年4月1日以降に、借家にテナントの方が取り付けた特定附帯設備は、申し出によりテナントの方に償却資産として固定資産税が課税されますので、償却資産の申告と合わせて「分離申出書」を提出してください。

〈家屋と償却資産の区分表〉

◎：申告が必要な資産です。 ○：家屋のため申告不要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○				
電気設備	受変電設備	設備一式		◎			
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎			
	中央監視設備	設備一式		◎			
	電灯照明設備	屋外設備一式			◎		
		屋内設備一式		○			
	電力引込設備	引込工事		◎			
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備		○			
	電話設備	電話機・交換機等の機器			◎		
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
	LAN設備	設備一式			◎		
		放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		
	インターホン設備	集合玄関機（親機、子機）			※		
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
	テレビジョン	受像機（テレビ）			◎		
		共同聴視設備	上記以外の設備（アンテナ、配管等）	○			
避雷設備	設備一式		○				
	火災報知設備	設備一式	○				
ナースコール設備	設備一式		○				
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎			
上記以外の設備			○				
給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）			◎			
	中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）		○				
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎			
	上記以外の設備		○				
衛生設備	設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等）		○				
	消火設備	消火器、避難器具等		◎			
消火栓設備、スプリンクラー設備等			○				
空調設備	壁掛型・床置型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備			◎			
	上記以外の設備		○				
換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎			
	上記以外の設備		○				
運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎			
	エレベーター、エスカレーター等		○				
厨房設備	事業用の設備一式（飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等）			◎			
	上記以外の設備		○				
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式（クリーニング店・ホテル・病院等）			◎			
	上記以外の設備（洗濯流し等）		○				
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎			
	自動ドア設備		○				
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎			

◎賃借人（テナント）の負担で取り付けた資産は申し出により全て償却資産として、賃借人（テナント）が申告してください。

※平成27年1月1日以降取得した集合玄関機は家屋になります。

償却資産申告書の提出及び問合せ先

長岡市役所財務部資産税課償却資産係

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 電話 0258-39-2213
アオーレ長岡東棟1階 税金窓口

<支所の税務担当課>

地域振興・市民生活課

中之島支所	〒954-0192 中之島788番地	電話 61-2014
越路支所	〒949-5493 浦715番地	電話 92-5907
三島支所	〒940-2392 上岩井1261番地1	電話 42-2246
山古志支所	〒947-0204 山古志竹沢乙461番地	電話 59-2332
小国支所	〒949-5292 小国町法坂793番地	電話 95-5900
和島支所	〒949-4511 小島谷3434番地4	電話 74-3113
寺泊支所	〒940-2592 寺泊烏帽子平1977番地8	電話 75-3113
与板支所	〒940-2492 与板町与板甲134	電話 72-3160
川口支所	〒949-7592 東川口1974番地26	電話 89-3112
市民生活課 栃尾支所	〒940-0298 中央公園1番36号	電話 52-5837

■e L T A X (エルタックス) で申告できます。

e L T A Xの利用、登録等の詳しい情報は地方税共同機構のホームページ (<https://www.eltax/lta.go.jp/>) をご覧ください



■長岡市ホームページから、「申告の手引き」や「償却資産申告書」及び「特例適用申告書」をダウンロードしていただくこともできます。

長岡市償却資産

検索



キリトリ

〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市役所 財務部
資産税課 償却資産係 行

<郵送の前に、再度ご確認ください>

- 控えが必要な方は、写しをとりましたか？
 - 申告書に連絡先の電話番号を記載しましたか？
- ※特例適用対象資産をお持ちの方は、「特例適用申告書」の提出も併せてお願いします。(15ページ参照)

郵送の際は、この部分を切り取り、宛名ラベルとしてご利用ください。
(別途切手を貼ってください。)

